

# 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準の一部を改正する件（案）について（概要）

## 1. 改正の趣旨

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 19 条の 8 において、都道府県知事等は、厚生労働大臣の定める基準に適合する精神科病院を都道府県等の設置する精神科病院に代わる施設として指定することができる（以下この指定を受けた病院を「指定病院」という。）。指定病院の基準は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（平成 8 年厚生省告示第 90 号。以下「指定病院告示」という。）で規定しており、医師や看護師の配置基準等を定めている。
- 今般、長期入院の精神障害者の地域移行を進める中で、外来患者数の増加が予想されることを踏まえ、指定病院告示を改正し、指定病院における医師 1 人当たりの外来患者数の標準を 40 人から 80 人に改めることとする。

## 2. 改正の内容

指定病院告示の一の 1 中、「外来患者の数を 2.5 をもって除した数」を「外来患者の数を 5.0 をもって除した数」に改める。その他所要の規定の整備を行う。

## 3. 根拠条文

法第 19 条の 8

## 4. 告示日及び適用期日

告示日：平成 30 年 3 月下旬（予定）

適用期日：平成 30 年 4 月 1 日（予定）